

令和2年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和3年5月現在
調査機関: 東京テクニカル・サービス株式会社
単位: ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 ^{※1}	令和2年4月15日	0.34
千歳 ^{※1}	令和2年6月15日	2.5
江戸川 ^{※1}	令和2年4月13日	0.40
墨田 ^{※1}	令和2年6月25日	0.13
北 ^{※1}	令和2年6月22日	0.30
新江東 ^{※1}	令和2年6月16日	0.28
港 ^{※1}	令和2年5月13日	0.25
豊島 ^{※1}	令和2年8月27日	0.27
渋谷 ^{※1※2}	-	-
中央 ^{※1}	令和2年4月7日	0.38
板橋	令和2年5月19日	0.23
多摩川	令和2年4月3日	0.59
足立	令和2年7月20日	0.43
品川	令和2年7月3日	0.24
葛飾	令和2年8月31日	0.63
世田谷	令和2年7月13日	0.67
大田(新)	令和2年6月4日	1.4
練馬	令和2年7月27日	0.21
杉並	令和2年4月27日	0.15
中防灰溶融施設	令和2年6月26日	0.57

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g
ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。
(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位
(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。